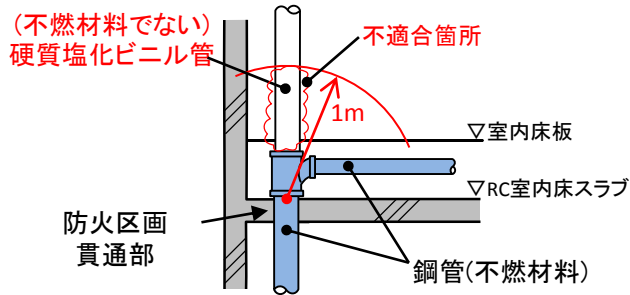


今回の不適合施工の事例

事例1 建築基準法に定める仕様(防火区画の貫通部分から1m以内は不燃材料で造ること ※1)の不適合

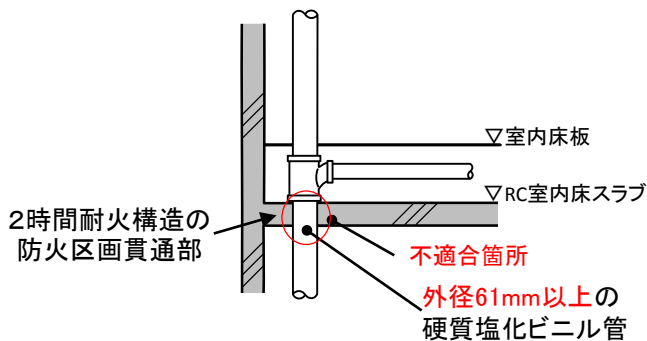


防火区画の貫通部から1m以内の部分は不燃材料とすべきところ、不燃材料でない硬質塩化ビニル管を使用している部分があるため不適合

※1 根拠規定

建築基準法施行令第129条の2の5第1項第7号イ

事例2 建築基準法に定める仕様(防火区画を貫通する管の外径は、材質等に応じて、国土交通大臣が定める数値未満であること ※2)の不適合



(例)
2時間耐火構造の防火区画を貫通する部分に硬質塩化ビニル管を使用する場合は、当該管は、外径61mm未満等とすべきところ、外径が61mm以上ものを使用したため不適合

※2 根拠規定

建築基準法施行令第129条の2の5第1項第7号ロ

準耐火構造の防火区画を貫通する給水管、配電管その他の管の外径を定める件 (平成12年5月31日建設省告示第1422号)